令和８年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

大阪府教育庁私学課

＜大阪府内にお住まいのご家庭の皆さまへ＞

家計急変により授業料の納付が困難となった際、学校より授業料の減免を受けられる場合があります。
授業料の減免、納付の猶予等のご相談については、お通いの学校までお願いいたします。

＜大阪府私立高等学校等授業料減免制度＞

大阪府では、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立小学校、中学校、高等学校（専攻科を含む。）又は中等教育学校に在学する児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護者等（※）が、勤務先の会社等の経営状況の悪化や傷病に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった際に、**当該生徒等の授業料を減免した学校に対して補助金を交付**し、生徒等が経済的な理由から修学を断念することのないよう支援しています。

また、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）に在学する生徒等が、過去に本制度にかかる授業料の減免措置を受け、その翌年度以降も継続して低所得世帯である場合についても、修学を支援しています。（以下「小中継続支援」という。）

※「保護者等」とは、原則として学校教育法第16条に規定する保護者（＝親権者）、また生徒等に保護者がいない場合は当該生徒等の生計を維持している者（所得税法上当該生徒等を扶養親族としている者）を指し、かつ、大阪府内に在住する方に限ります。

失職

令和８年１月以降（令和８年度入学生で、令和７年度に私立高等学校等に在籍していなかった場合は令和７年４月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により保護者等が失職し、令和８年４月以降も引き続き失職している場合（※もう一方の保護者も失職している又は収入が非課税相当である場合に限る。）

➡ **失職している期間（令和８年度内）の授業料の全額が減免されます。**

＜必要な提出書類＞

◆授業料減免申請書
◆倒産・解雇、自営業の廃止による失職を証明する書類
・雇用保険受給資格者証の全ページの写し　（離職理由コードが「11（解雇）」であること）
・破産手続開始等の通知書の写し　等
◆扶養の状況及び当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が確認できる書類
・令和８年度市（町村）民税・府民税課税証明書　等

（※以下は高校生のみ）

◆就学支援金又は学び直し支援金における新制度の認定を受けていることを証明する書類
・就学支援金又は学び直し支援金における新制度の支給決定通知書　等
◆就学支援金等における家計急変支援制度の認定を受けていることを証明する書類
・就学支援金等における家計急変支援制度の支給決定通知書　等

著しい収入減（※小･中学生のみ）

下記２点をいずれも満たす場合 ➡ **令和８年度の授業料の２分の１が減免されます。**

① 勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我に伴い、保護者等の令和８年の総所得金額（見込み）の合算が令和７年の総所得金額の合算の２分の１以下に減少していること
② 保護者等の令和７年の課税総所得金額の合算が98万円に次の金額を加えた額（※）を超えている場合であり、かつ、
保護者等の令和８年の課税総所得金額（見込み）の合算が98万円に次の金額を加えた額（※）以下となっていること
- 0歳以上16歳未満の扶養親族１人あたり　33万円
- 16歳以上19歳未満の扶養親族１人あたり 12万円

※４人世帯(夫婦の一方が働き、高校生１人、中学生１人の世帯)の場合、年収めやすは450万円です。

＜必要な提出書類＞
- ◆授業料減免申請書
- ◆令和７年の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類
 - ･令和８年度市（町村）民税･府民税課税証明書　等
- ◆令和８年の所得（見込み）を証明する書類
 - ･令和８年分源泉徴収票
 - ･税理士等の第三者による所得（見込み）証明書　等
- ◆令和８年度課税総所得金額等積算書
- ◆病気、怪我の事実を証明する書類　（保護者等に病気、怪我があった場合のみ）
 - ･診断書

小中継続支援（※小･中学生のみ）

下記について、①～③すべて満たす場合
➡ **令和８年度の授業料が減免されます。（補助上限額：授業料月額２８，０００円）**

① 私立小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）に在学する生徒等が前頁の**「失職」**又は**「著しい収入減」**に該当し、授業料の減免措置を受けたことがあること
② 授業料の減免措置を受けた翌年度以降も継続して保護者等の年収が４００万円未満相当であること
③ 授業料の減免措置を受けた保護者等の資産保有額が７００万円未満であること
※生徒等が①にかかる授業料の減免措置を受けた私立小中学校等に引き続き、在学している場合に限る。

＜必要な提出書類＞
- ◆授業料減免申請書
- ◆家計急変により授業料の減免措置を受けた翌年度から令和８年度までの課税証明書
- ◆令和８年の所得（見込み）を証明する書類
 - ･令和８年分源泉徴収票
 - ･税理士等の第三者による所得（見込み）証明書　等
- ◆令和８年度課税総所得金額等積算書
- ◆誓約書

注意

- 本制度の「失職」及び「著しい収入減」による授業料の減免については、過去に受けたことがある場合は対象外です。
- 高校生の場合、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。
- **本制度は、在学している学校（学校法人）が生徒等の授業料に対し減免を行う場合に、大阪府から学校に対して補助金を交付します。制度の詳細や必要な提出書類については、学校へお問い合わせください。**
- **減免を受けるまでに授業料の納付が困難な場合は、お通いの学校に納付の猶予や分納についてご相談ください。**